

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

- ◆ 製品名 : CESボンド N3000
- 会社名 : 中央樹脂ケミカル株式会社
- 住所 : (〒111-0054) 東京都台東区鳥越1-29-6
- 電話番号 : 03-3851-2324 FAX番号 : 03-3851-2326
- 緊急連絡電話番号 : 中央樹脂ケミカル株式会社 03-3851-2324
- 整理番号 : EX20131106
- ◆ 用途と使用上の制限 : 一般工業用接着剤
- お客様へのお願い : この化学物質等安全データシートは、製品の危険有害性や取扱い上の注意及び法規制情報を提供するものであり、以下の事項を遵守頂くとともに、健康及び安全の確保と環境保護対策にお役立て下さい。
 1. 該当国内法令への対応
 2. 製品をご使用頂く貴社関連会社を含む全てのご使用者への周知
 3. 海外でご使用頂く場合には、海外規則に対応して下さい。

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

- 引火性液体 : 区分2
- 急性毒性 経口 : 区分5
- 経皮 : 区分外
- 吸入 : 区分外
- 皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
- 呼吸器感受性と皮膚感受性 : 分類できない
- 生殖細胞変異原性 : 区分2
- 発がん性 : 分類できない
- 生殖毒性 : 区分1A(授乳影響)
- 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : 区分1(中枢神経系、肝臓)
: 区分2(神経系、呼吸器)
: 区分3(麻酔作用)
- 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) : 区分1(中枢神経系、腎臓、肝臓、末梢神経系)
: 区分2(血液)
- 吸引性呼吸器有害性 : 区分2
- 水性環境急性有害性 : 区分2
- 水性環境慢性有害性 : 区分外

【GHSラベル要素】



危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 飲み込むと有害のおそれ
- 皮膚刺激
- 重篤な目の損傷

生殖能または胎児への悪影響の恐れ
授乳中の子に害を及ぼす恐れ
中枢神経系、肝臓の障害
神経系、呼吸器の障害のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
長期又は反復暴露による中枢神経系、末梢神経系、肝臓、腎臓の障害
長期又は反復暴露による血液の障害のおそれ
飲み込み、軌道に侵入すると有害のおそれ
水性生物に有害

最重要危険有害性:

有害性: 溶剤の蒸気を吸入したとき、めまい、頭痛などの症状を起こすことがある。

物理的及び化学的危険性: 引火し易い液体。溶剤の蒸気と空気が混合して爆発性混合物を形成し易い。

分類の名称(分類基準は日本方式): 引火性液体、急性毒性物質

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区分 : 混合物

化学名 : クロロプレングム系接着剤

危険有害成分	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・案衛法)	濃度 (%)
トルエン	108-88-3	(3)-2	25~35
N-ヘキサン	110-54-3	(12)-407	15~25
酢酸エチル	141-78-6	(2)-726	20~30

◆労働安全衛生法通知対象物質: トルエン・N-ヘキサン・酢酸エチル

◆PRTR法通知対象物質: トルエン・N-ヘキサン

4. 応急措置

吸入した場合: 被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移す。安静、保温に努め、速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合: 付着物を拭き取り、大量の水と石鹼で洗い流す。
かゆみ、炎症などの症状がでた場合は、速やかに医師の診断を受ける。

目に入った場合: 清浄な水で直ちに最低15分間洗眼し、直ちに眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合: 水で口の中をすすぎ、直ちに医師の診断を受ける。
吐き出したら、再度飲み込ませないよう注意する。
医師の指示による以外は、無理に吐き出せないこと。

5. 火災時の措置

消火剤: 泡、二酸化炭素、粉末。

消火方法: 付近の着火源を断ち、有害なガスを吸い込まないように保護具を着用して風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項: 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行い、蒸気の吸入や皮膚への接触を防止する。漏出した場所の周辺にロープを張り、関係者以外の人の立入りを禁止する。付近の着火源を取り除き、消火機材を準備する。

環境に対する注意事項: 本製品を含む廃水の公共用水域への排出又は地下浸透を防止するため、本製品がこぼれた床面などを水で洗い流してはならない。

封じ込め及び浄化の方法・機材: 少量の場合は、紙や布で拭き取り焼却する。大量の場合は、土砂などで流れを止め火花のでないシャベル等で密閉できる容器にすくい取り焼却する。作業の際には、必ず保護具を着用する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 火気厳禁。電気機材は防爆構造にするほか静電気、スパークなどによる着火源を生じないようにする。吸入・接触のおそれがあるときは保護眼鏡・保護手袋等の保護具を使用する。

注意事項 : 局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適切に行うことが望ましい。
安全取り扱い注意事項: 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行う。蒸気の吸入、皮膚への接触を避ける。

保管

直接日日光を避け、適切な換気のある乾燥した冷暗所に容器を密閉して保管する。
その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定める所に従う。

8. 暴露防止および保護措置

設備対策: 蒸気を吸入しないように、局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適切に行うことが望ましい。

◆ 管理濃度・許容濃度

危険有害成分	トルエン	N-ヘキサン	酢酸エチル
管理濃度(ppm)	20	40	200
許容濃度(ppm) (日本産業衛生学会)	50	40	200
許容濃度(ppm) (ACGIH)	20	50	400

保護具

呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
手の保護具 : ゴム手袋
眼の保護具 : 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具 : 作業衣、安全靴

適切な衛生対策 : 作業中は飲食、喫煙をしない。

9. 物理的及び化学的性質

◆ 物理的性質

形状 : 中粘度液体
色 : 黄褐色
比重 : 0.8
沸点 : 68.7°C(N-ヘキサン)
蒸気圧 : 情報を有していない
蒸気密度 :
溶解度 :
引火点 : -21.7°C(N-ヘキサン)
発火点 : 240°C(N-ヘキサン)
爆発限界 : 下限: 1.1Vol%(N-ヘキサン)
: 上限: 7.5Vol%(N-ヘキサン)

10. 安全性及び反応性

安定性 : 通常の条件下では安定
反応性 : 特記すべき反応性なし
避けるべき材料 : 通気性のある材料、使用溶剤に可溶性の材料
危険有害な分解生成物 : データなし

11. 有害性情報

◆ 急性毒性(50%致死量を含む):

トルエン	LD50	4800	mg/kg(ラット経口)
N-ヘキサン	LD50	4000	mg/kg(ラット経口)
酢酸エチル	LD50	5620	mg/kg(ラット経口)
	LD50		mg/kg(ラット経口)

- ◆ 皮膚腐食性・刺激性:皮膚に付着すると、皮膚の乾燥、発赤、皮膚炎をおこすことがある。
 - トルエン :皮膚に対して弱い刺激性がある。接触を繰り返すと脱脂肪症を生ずる。皮膚刺激(区分2)
 - N-ヘキサン :皮膚に対して弱い刺激性がある。接触を繰り返すと脱脂肪症を生ずる。皮膚刺激(区分2)
 - 酢酸エチル :区分外

- ◆ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:眼に入ると激しい痛みを生じ、措置が遅れた場合、薬傷を起こすことがある。
 - トルエン :蒸気及び液は眼に対し中程度の刺激性がある。
 - N-ヘキサン :強い眼刺激(区分2A)
 - 酢酸エチル :眼刺激(区分2B)

- ◆ 生殖細胞変異原性
 - トルエン :区分外
経世代変異原性試験(慢性致死試験)で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし
 - N-ヘキサン :区分外 ほ乳類赤血球を用いる小核試験で陰性の結果がある。
 - 酢酸エチル :区分外
経世代変異原性試験(慢性致死試験)で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし

- ◆ 生殖毒性
 - トルエン :区分1A 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
ヒト疫学研究でトルエン暴露による自然流産の増加、妊婦のトルエン乱用による新生児の発育異常・奇形、トルエン暴露による血漿中の黄体形成ホルモン、テストステロン濃度の減少が示唆されている。
 - N-ヘキサン :区分2 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。
 - 酢酸エチル :区分2 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。

- ◆ 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)
 - トルエン :区分1 中枢神経系の障害
区分3 麻酔作用。気道刺激性。
 - N-ヘキサン :区分3 麻酔作用。気道刺激性。
 - 酢酸エチル :区分3 麻酔作用。気道刺激性。

- ◆ 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)
 - トルエン :区分1 長期又は反復暴露による中枢神経系、腎臓、肝臓の障害
 - N-ヘキサン :区分1 長期又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、末梢神経系)の障害。
 - 酢酸エチル :区分外

- ◆ 吸引性呼吸器有害性
 - トルエン :区分1 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ。
 - N-ヘキサン :区分1 飲み込み、気道に侵入すると、生命に危険のおそれ。

酢酸エチル :情報なし。

12.環境影響情報

◆ ・分解性

トルエン :微生物などによる分解性が良好と判断される物質である。

N-ヘキサン :情報なし。

酢酸エチル :データなし。

◆ ・生態毒性データ

トルエン :魚介類の体内において、蓄積性が無い、あるいは低いと判断される物質である。

N-ヘキサン :情報なし。

酢酸エチル :データなし。

13.廃棄上の注意

- ・産業廃棄物(廃油と廃プラスチック類の混合物)として許可を受けた処理業者に委託する。
- ・乾燥し、固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
- ・空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去しておく。
- ・これらの処理は法規の規定に従って行う。

14.輸送上の注意

注意事項

取扱いおよび保管上の注意の頁の記載に従うこと。容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。有機溶剤を含有しているので火気厳禁。

国内規制

陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送: 航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類: クラス3(危険等級2)

国連番号: 1133 (接着剤・引火性液体を含有するもの)

応急措置指針番号: 128

容器等級: II

15.適用法令

化審法 ◆: 特定化学物質・指定化学物質に該当しない
PRTR法 ◆: トルエン 第一種指定化学物質 政令番号300番
◆: N-ヘキサン 第一種指定化学物質 政令番号392番
(化学物質管理促進法)

労働安全衛生法 : 法57条の2 通知対象物質
◆ (トルエン・N-ヘキサン・酢酸エチル)
: 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号(第2種有機溶剤)
◆ (トルエン・N-ヘキサン・酢酸エチル)
: 施行令第18条名称等を表示すべき有害物
◆ (トルエン・N-ヘキサン・酢酸エチル)

消防法 : 危険物 第4類 第一石油類(非水溶性液体)(危険等級II)
船舶安全法 : 危規則危険物告示別表第5引火性液体類
航空法 : 施行規則第194条危険物告示別表第3引火性液体類
港則法 : 施行規則第12条危険物告示引火性液体類
海洋汚染防止法 : 施行令別表第1有害液体物質(Y類)
◆ (トルエン・N-ヘキサン)
: 施行令別表第1有害液体物質(Z類)
◆ (酢酸エチル)
: 施行令別表第1の4 引火性の物質

◆ (トルエン・N-ヘキサン・酢酸エチル)

16.その他の情報

引用文献

- 1)国際化学物質安全性カード(ICSC)-日本語版-(2000) (国際医薬品食品衛生研究所)
 - 2)Registry of Toxic Effects of Chemical Substances(NIOSH)
- ・危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
 - ・この製品安全データシートは、当社の製品を適切にご使用頂くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手配を対象としたものです。
 - ・本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱って下さい。
 - ・ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改定されることがあります。